

令和6年度

第1回定期監査結果報告書

伊達市監査委員

令和6年度第1回定期監査の結果に関する報告書

目 次

第1	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	監査の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第5	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3

第1 監査の対象

- 1 伊達総合支所
- 2 梁川総合支所
- 3 保原総合支所
- 4 霊山総合支所
- 5 月舘総合支所
- 6 市民課
- 7 社会福祉課
- 8 高齢福祉課
- 9 国保年金課
- 10 健幸都市づくり課
- 11 健康推進課
- 12 農政課
- 13 農林整備課
- 14 商工観光課
- 15 維持管理課
- 16 建設課
- 17 建築住宅課
- 18 都市整備課

第2 監査の実施期間

令和6年6月28日から令和6年7月18日まで

第3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査の対象に掲載している部署を対象に、令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、同条第1項により監査を実施した。

第4 監査の方法

監査対象の部署から、令和5年度事業内容の「事務事業総括表」を提出させ、その中から監査対象事項を抽出し、事業ごとに予算、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

各部署共通事項としては、「補助金及び交付金」及び「現金取扱事務及び現金管理状況」に着目し、執行状況の説明を求めるとともに一連の事務処理について点検を行った。

さらに、前年度の定期監査で指導事項があった部署に対して、措置状況について確認を行った。

対象事項の監査に当たっては、はじめに事業概要の説明を受けるとともに、抽出した事務事業の執行状況を確認した。次に契約及び支出内容にかかる一連の資料を提示させ、計数、内容、文書の管理状況等を確認し、今後の見通し等を含めて説明を求めた。

第5 監査の結果

事業の進捗管理の実態や個々の伝票処理、関係書類の添付及び整理状態は概ね適正になされていたが、文書管理業務において指導や注意を促すべき事例が見受けられた。

共通項目として「補助金及び交付金」及び「現金取扱事務及び現金管理状況」について監査を実施した。「補助金及び交付金」及び「現金取扱事務及び現金管理状況」については申請、交付決定、実績報告の事務処理において概ね適正に管理及び事務処理がされていた。

令和5年度第1回定期監査の監査事項において、前監査時の指導事項である準公金の取り扱いについて、改善措置が取られていないものが見受けられた。関係団体等の所有する準公金については、公金と同じく適正な管理が行われるべきものであり、金銭紛失等不適切な事案が発生した場合、市の信用失墜は計り知れないことから、未然防止に注力する必要がある。今回の事案の発生には、準公金等の事務取扱いについて、全庁的な規範が定められておらず、事務手順が担当者に委ねられていたことにも一因がある。これらのことから、準公金等の取扱いに関する事務の統一を図るよう検討されたい。

また、人事異動時の引継ぎについては懸案事項等も含め確実に行われるよう

求めるものである。

【指摘事項】

梁川総合支所

令和５年度第１回定期監査において、関係団体の会計が現金管理されていたことから、通帳管理を徹底し部署全体で管理する旨指導した。今回、地方自治法第１９９条第１４項の規定による報告に基づいて状況確認をしたところ改善が見られなかった。

公金等の安全管理のためには、現金の長期保管を避け、出納簿と通帳の照合を複数人で行うことが基本である。現金の取り扱いが生じた場合には速やかに金融機関における入出金管理に努められたい。

また、関係団体の必要経費について、職員の私費による立替払や、精算に数か月以上費やしていた事案が見られた。地方公共団体の支出方法は、地方自治法第２３２条の５第２項の規定で限定されており、私費による立替払は認められていない。公金と私金を混在させることは公正な会計処理の誤りや私的流用等に繋がる原因となることから厳に慎まれたい。

これらの事案が発生した一因には、準公金に対する職員の認識不足や事務処理のチェック体制が不十分だったこと等に加え、人事異動時の事務引継ぎが各々適正に行われておらず、職員間の十分な情報共有が図られていない状況があったと考えられる。今後は組織課題や懸案事項も含めた事務引継ぎを確実にを行い、上席者を含む複数人で課題への対応に努められたい。

さらに、速やかに組織の現状に対応した管理体制の見直しを行うとともに、改めて現金の長期保管や立替払により起こり得るリスクについて職員の認識強化に努められたい。

同様な事案を再び発生させることは市政に対する市民の信頼を損ねることに繋がりがねないため、改めて職員一人一人が自分事として捉え組織が一丸となって適正な事務に取り組まれることを強く望むものである。